

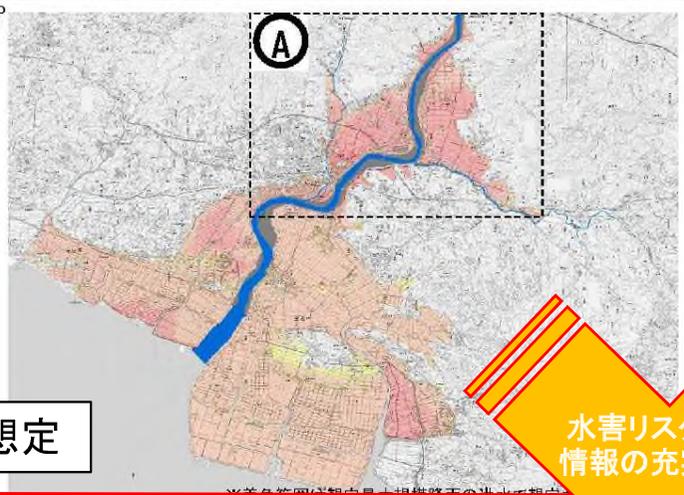
その他情報提供

水害リスクマップについて

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

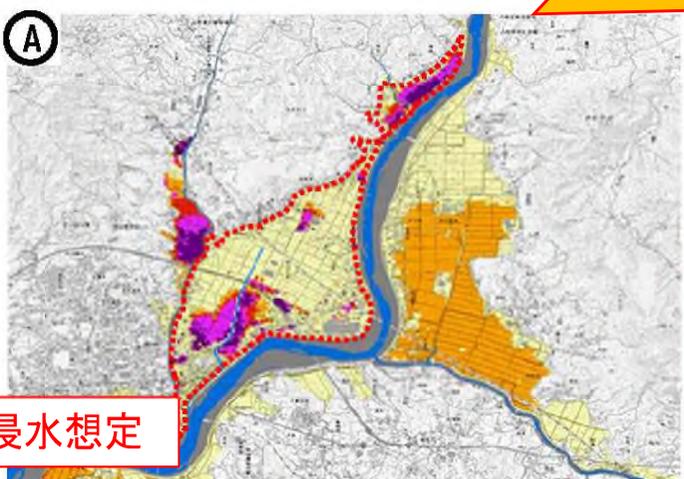
○水害ハザードマップ



想定最大の浸水想定

水害リスク情報の充実

○水害リスクマップ※1



発生確率の高い浸水想定

※2 上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です

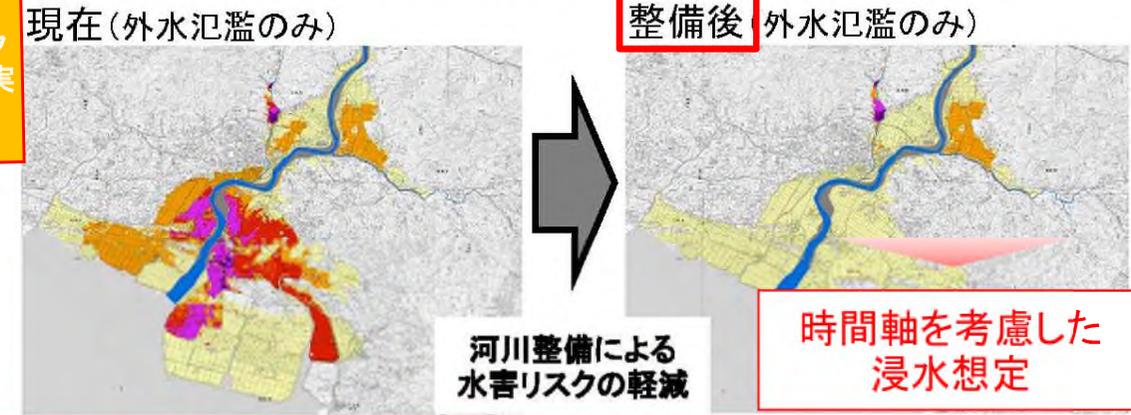
※1 当資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています。(暫定版)

..... 内水氾濫浸水解析対象範囲

水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る



- より発生確率の高い浸水リスク
 - 流域治水の取組の効果
 - 取組の時間軸(残留するリスク)
- これらのリスク情報を今後の流域治水対策に反映

「浸水想定区域図」と「水害リスクマップ」について

		浸水想定区域図	水害リスクマップ
位置付け		水防法	流域治水の取り組み
想定外力	・高頻度(1/10)		●
	・中高頻度(1/30)		●
	・中頻度(1/50)		●
	・中低頻度(1/100)	○	○
	・想定最大規模	○	○
得られる情報		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域(最大範囲) ・浸水深 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食) ・外水氾濫のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域(洪水の頻度別、河川整備後) ・浸水深(洪水の頻度別、河川整備後) ・外水氾濫に加え内水氾濫(検討中)
河川整備の時点		<ul style="list-style-type: none"> ・現況河道 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況河道 ・将来整備後河道(短期・中長期)
主な使用用途		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動 ・ハザードマップへの反映等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災のための土地利用等 ・企業の工場立地検討

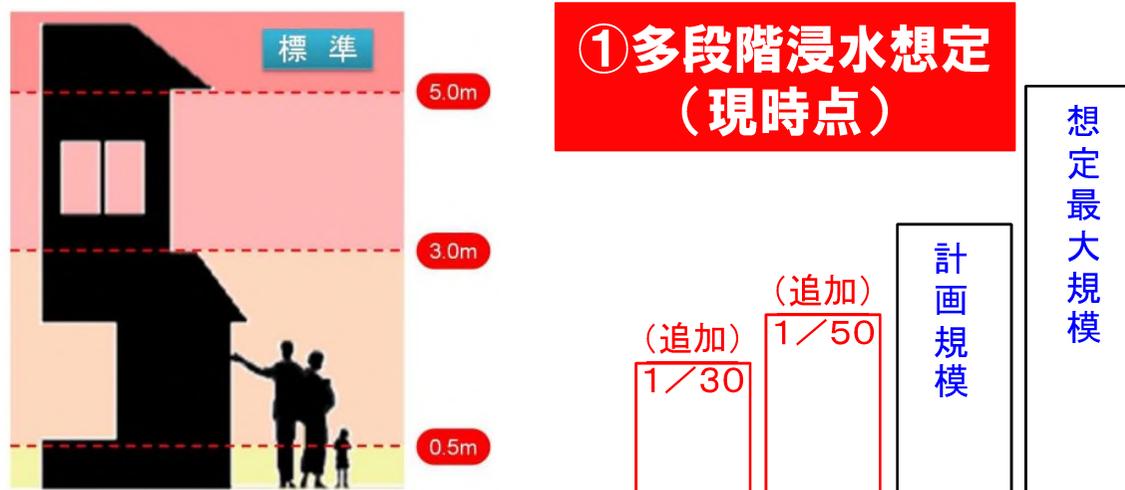
「浸水想定区域図」と「水害リスクマップ」について（イメージ）

- 浸水想定区域図の外力規模に加え、多段階（計画規模に満たない高頻度外力）の浸水情報を追加
- 現在の水害リスクと今後の河川整備の効果（①現時点、②短期、③中長期）を反映した将来の水害リスクを提示

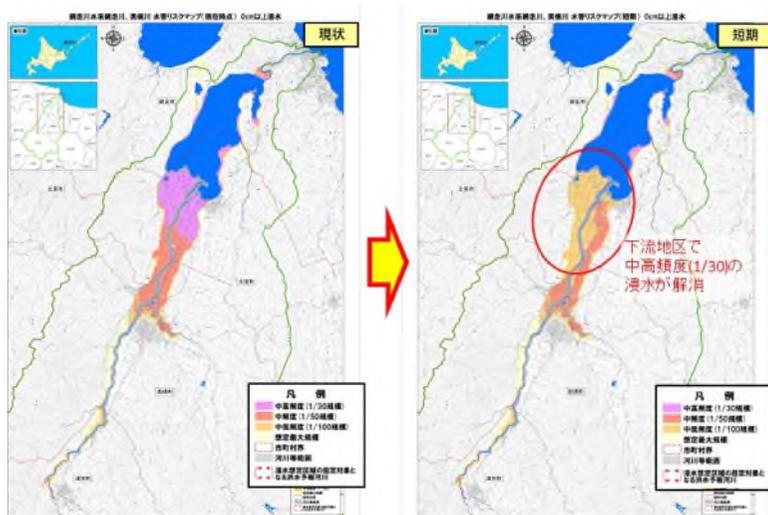
浸水想定区域図



水害リスクマップ



※浸水深はイメージ



水害リスクマップ(現状・短期)

発生頻度 高 → 低

整備時点

現時点

概ね5年後

整備計画完了時点

②短期整備後

③中長期整備後

別紙

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 4 年 12 月 14 日
水管理・国土保全局河川環境課
国土技術政策総合研究所河川研究部

河川氾濫による浸水の頻度を見える化（国管理河川）

～水害リスクマップ（浸水頻度図）のポータルサイトを開設～

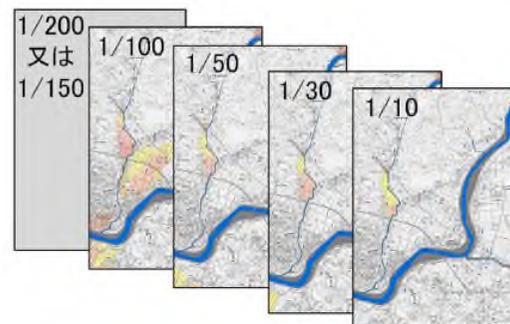
国土交通省では、これまで、住民の避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる洪水浸水想定区域図（想定最大規模の洪水を対象）を作成・公表してきました。これに加え、今般、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を作成し、ポータルサイトを開設しました。

水害リスクマップ（浸水頻度図）は、多段階の浸水想定図（発生頻度は小さいものの浸水範囲が広い大規模な洪水や、浸水範囲は狭いものの発生頻度が高い小規模な洪水など、様々な規模の洪水の浸水想定図）を重ね合わせたものであり、今回開設するポータルサイトでは、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認することができます。

今後、水害リスクを踏まえた、まちづくりや企業の立地選択等での更なる活用促進に向け、流域治水協議会等を通じて情報共有を図り、議論を深めてまいります。

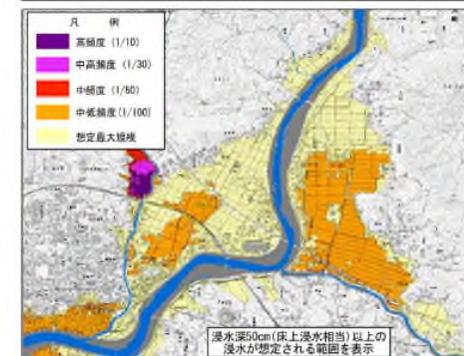
※https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

多段階の浸水想定図



- 高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は 1/200）に作成した浸水想定図。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

水害リスクマップ（浸水頻度図）



- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m以上、0.5m以上（床上浸水以上）、3.0m以上（1階軒下浸水以上））に重ね合わせて作成した図面。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

※一定の条件下でのシミュレーション結果であり、雨の降り方や内水も含めた浸水形態によっては実際の浸水状況と異なる場合があります。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 水防企画官 白波瀬、係長 岡安
TEL : 03-5253-8111（内線 35453、35456）直通 : 03-5253-8460 FAX : 03-5253-1603
国土技術政策総合研究所 河川研究部 水害研究室 主任研究官 武内、研究官 山本
TEL : 029-864-2211（内線 3582、3583）、直通 : 029-864-7627 FAX : 029-864-2688

水管理・国土保全

[水管理・国土保全トップ](#) > [河川](#) > [ダム](#) > [砂防](#) > [海岸](#) > [水資源](#) > [下水道](#) > [防災](#) > [環境](#) > [利用](#) > [国際](#) > [情報・技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [河川](#) > [流域治水プロジェクト](#) > [水害リスクマップ一覧](#)

水害リスクマップ一覧

水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。
 国土交通省では、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表することとしました。
 なお、現在の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップは、国管理河川の氾濫のみを示しております。

水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図一覧

- 浸水が発生していないことを示します。

開発局 ・地方整備局	水系	水害リスクマップ (浸水頻度図)			多段階の浸水想定図						事務所等HP	
		浸水深 0.0m以上 (浸水あり)	浸水深 0.5m以上 (床上浸水 相当)	浸水深 3.0m以上 (一階居室 浸水相当)	降雨規模							
					1/10	1/30	1/50	1/100	1/150	1/200		
北海道	網走川水系	●	●	●	-	●	●	●				網走開発建設部
北海道	常呂川水系	●	●	●	-	●	●	●				網走開発建設部
北海道	湧別川水系	●	●	●	●	●	●	●				網走開発建設部
北海道	渚滑川水系	●	●	●	●	●	●	●				網走開発建設部
北海道	天塩川(下流)水系	●	●	●	●	●	●	●				留萌開発建設部
北海道	天塩川(上流)水系	●	●	●	●	●	●	●				旭川開発建設部
北海道	留萌川水系	●	●	●	●	●	●	●				留萌開発建設部

水害リスク情報の充実について（今後の予定）

- 現在公表している水害リスクマップは、**国管理河川の氾濫（外水氾濫）のみ**で河道は**現況と短期（概ね今後5か年程度）、中長期（整備計画完了時点）**での結果を示している。
- また、外水氾濫に加え、内水氾濫（都道府県河川や下水道からの氾濫）を考慮した**内外水統合型の水害リスクマップ**についても公表を予定しており、常呂川を先行河川として現在検討を進めている。

水害リスクマップの公表状況及び公表予定

		氾濫対象 ※頻度別(1/10～1/100、想定最大)に作成	
		外水氾濫のみを対象	内外水統合型 (外水氾濫+内水氾濫)
整備状況	現況	R4.3公表済み	今後公表予定 (現在検討中)
	短期 (概ね今後5年間)	R4.3公表済み	今後公表予定 (現在検討中)
	中長期 (整備計画完了後)	R4.10公表済み	今後公表予定 (現在検討中)

最近の流域治水に関する話題提供

常呂川流域における流域治水の取組事例

- ◆ 北見河川事務所では、これまで常呂川流域を題材とした環境学習、防災学習を流域小学校にて展開。
- ◆ 「河川防災・環境教育活動プログラム」として、河川管理者・地元コンサルタント・北見工業大学の「産・学・官」協働で取組を推進している。
- ◆ 常呂川流域ではこれまでH28年8月水害などで洪水被害が頻発していることから、これまでの水害に関する伝承や「流域治水」に関する意識の醸成に関する取組を展開している。
- ◆ アンケート結果から理解度も高く、学習効果も高い教育プログラムとなっている。

「河川防災・環境教育活動プログラム」の概要とその取組

「河川防災・環境教育活動プログラム」

- 北見河川・地元コンサル・北見工大の『産学官』協働で策定
- 小学校4～6年生対象 2校時（90分）扱い『総合的な学習（探求）の時間』や『理科』

4学年



環境学習会

- 水質
- 生物
- 危険箇所

5学年



防災学習会

- マイ・ハザードマップ

6学年



防災学習会

- 災害図上訓練(DIG)
- マイ・タイムライン



4年生「川の環境学習会」では川の危険箇所や危険回避対策も確認

- 調査地点周辺の流速の違い
- 滞筋、深掘れ、水衝部等の地形状況
- 救命胴衣着用の重要性 など

流域治水に関する意識の醸成(流域治水の理解促進)

流域治水への取組の方向性と方策



「流域治水」とSDGs (持続可能な開発目標)

「流域治水」という考え方

★流域全体で行う対策(ハード・ソフト一体)

- ① 流域をつなぐ、みんなをつなぐ、雨水をためたり
- ② 被害が起きるかもしれない
- ③ 被害が少ない地域へ移住・移住したりする
- ④ 被害を減らし、早く復旧・復興する

- 流域治水についての理解を図る
- 小学校で習うSDGs(持続可能な開発目標)も絡めて説明

大人でも理解が難しい・・・

洪水時にみんながお風呂の水を流したら川はどうなる？などの問いかけで身近に考えてもらう



これまでの水害に関する伝承、周辺地形について

北見での水害の危険

- 平成28年8月北見雨量・水位流量観測所(若松大橋)で過去最大の水の量が流れました



平成28年8月の大雨で北見市日吉地区で堤防から水があふれる被害が発生しました



洪水被害分布図



産・学・官の協働



官

「河川防災・環境教育活動プログラム」として、河川管理者・地元コンサルタント・北見工業大学の「産・官・学」協働で取組を推進

河川防災・環境教育活動プログラム

地元コンサルタントとの連携

取組効果

アンケート結果から学習効果の評価

フォローアップを行いプログラムを改善

アンケートから見る効果

(1) 「川の防災学習会」の理解度(5年生)

およそ9割の児童が「とてもよくわかった」「よくわかった」と回答

学習効果の高い教育プログラムと評価

アンケートから見る効果

(1) 「川の防災学習会」の理解度(5年生)

令和3・4年度は90～100%の理解度に改善

理解度を明確にするためアンケートの回答項目に追加

「とてもよくわかった」「よくわかった」「まあまあわかった」「よくわかった」「よくわかった」

産学官の連携



産



学

北見工業大学との連携

常呂川流域における流域治水の取組事例

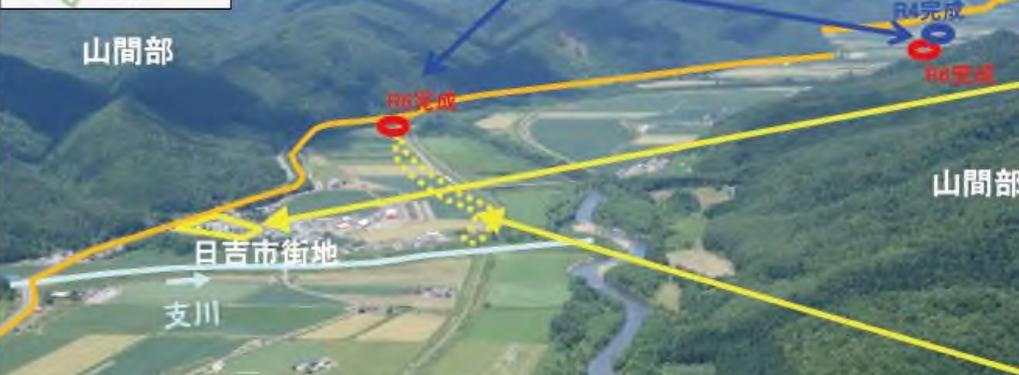
- ◆ 北見市日吉地区の市街地は、谷底平野であることと、常呂川とその支川に囲まれていることから、氾濫水が集まりやすく、平成28年8月の洪水では大規模な浸水被害が発生。
- ◆ この災害を踏まえ、北見市では「日吉地区複合施設整備計画」を策定。集落の水害リスクを踏まえ、地区内に分散された公共施設を高台に集約し、住民が安全に避難できる公共施設整備の取組を実施中(R5年度供用開始予定)。
- ◆ 併せて、北見市で策定された「日吉地区事前防災行動計画(タイムライン)」に基づく、避難の実効性を高める取組を流域全体で進めており、国からは高台整備への掘削土提供など、水害に強いまちづくりへの支援を実施。



北海道 道営農地防災事業による内水被害軽減対策

排水ポンプ設備を整備し、日吉地区の内水被害軽減対策を推進(R4完成1基、R6完成2基)

R4整備状況



山間部
山間部
日吉市街地
支川
常呂川



平成28年8月洪水での北見市 日吉地区の浸水状況

- ① 日吉地区複合施設整備計画と河道掘削土の連携
- 大雨災害時に住民の安全が確保出来る高さや広さを兼ね備えた高台を整備し、公共施設を複合化。
 - 大雨等災害時には地区が孤立する可能性もあるため、消防団詰所を併設することで防災能力を高める。

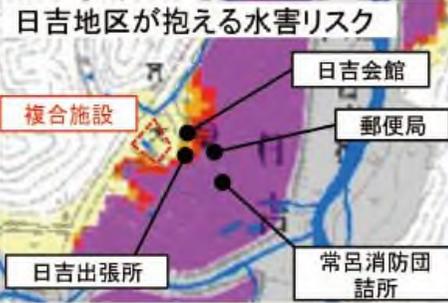
施設整備イメージ



出張所
消防団詰所
郵便局
会館
会館は指定避難所

河道掘削土で高台整備(整備進捗中)

日吉地区が抱える水害リスク



日吉会館
郵便局
日吉出張所
常呂消防団詰所

- ② 日吉地区事前防災行動計画(タイムライン)との連携
- 水害後の生産活動継続の観点から、地区内の農機具についても避難支援を実施するため、タイムラインを策定。
 - 避難の実効性を高めるため、堤防へのアクセス路の設置等を検討。

台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画(タイムライン)

日	時間	実施内容	担当	実施場所	備考
1	10:00	自分の家のトラクター等の高台避難 地区内の農機具や作物の避難支援	農業者	高台	・高台へのアクセス路の確保 ・高台への搬入方法の検討
2	12:00	避難場所への移動	住民	高台	・高台への搬入方法の検討 ・高台への搬入方法の検討

堤防天端への農機具避難の状況(H28洪水)



常呂川

- 自治体の取組
- 北見市
- ① 北見市都市計画マスタープラン(常呂地域まちづくり構想)の推進
- ◆ 日吉地区のコミュニティ維持
 - ◆ 日吉地区住民の安全・安心の確保
 - ◆ 効率的で利便性の高い集落拠点の整備(コンパクトな複合施設)
- ② 日吉地区事前防災行動計画(タイムライン)の推進
- ◆ 地区内の農機具や作物の避難支援

湧別川・渚滑川流域における流域治水の取組事例

湧別川流域・渚滑川流域を対象として**流域住民の参加**も取り入れた、水害リスクに関する勉強会を開催（令和3年度 湧別川・渚滑川流域治水協議会【勉強会】の開催）。

- 開催日時 令和3年12月21日(金) 14:00 ~ 16:30
- 実施場所 上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
- 参加機関 湧別町、湧別町自治会連合会、遠軽町、遠軽地区自治会連合会、紋別市、オホーツク総合振興局、網走開発建設部 計 8機関 18名
- 勉強会の目的
 - ① リスクマップがどのようなもので、どのような情報が得られるのか
 - ② 今後の水災害に関するハザード情報(リスクマップの情報)の扱い方
 - ③ リスクマップに対する自治体・地域住民の目線で見た場合の意見

1. 流域治水及びリスクマップの説明

近年の水災害発生状況や、流域治水の概要と全国での取組事例、リスクマップの必要性のほか、現在公表されている浸水想定区域図とリスクマップの相違点等を説明。



事務局からの説明状況

2. リスクマップの確認、意見交換

水害リスクマップの見方について説明を行った後、「リスクマップチェックシート」等を用いてそれぞれの河川において、任意地点の浸水リスク情報を確認し、意見交換を実施。



リスクマップ確認状況

① リスクマップチェック資料(1地点目)

② 確認地点はどこですか？

河川	0m以上浸水	50cm以上浸水	3m以上浸水	備考
高橋川(1) (1)				
高橋川(1) (2)				
高橋川(1) (3)				
高橋川(1) (4)				
高橋川(1) (5)				
高橋川(1) (6)				
高橋川(1) (7)				
高橋川(1) (8)				
高橋川(1) (9)				
高橋川(1) (10)				
高橋川(1) (11)				
高橋川(1) (12)				
高橋川(1) (13)				
高橋川(1) (14)				
高橋川(1) (15)				
高橋川(1) (16)				
高橋川(1) (17)				
高橋川(1) (18)				
高橋川(1) (19)				
高橋川(1) (20)				
高橋川(1) (21)				
高橋川(1) (22)				
高橋川(1) (23)				
高橋川(1) (24)				
高橋川(1) (25)				
高橋川(1) (26)				
高橋川(1) (27)				
高橋川(1) (28)				
高橋川(1) (29)				
高橋川(1) (30)				
高橋川(1) (31)				
高橋川(1) (32)				
高橋川(1) (33)				
高橋川(1) (34)				
高橋川(1) (35)				
高橋川(1) (36)				
高橋川(1) (37)				
高橋川(1) (38)				
高橋川(1) (39)				
高橋川(1) (40)				
高橋川(1) (41)				
高橋川(1) (42)				
高橋川(1) (43)				
高橋川(1) (44)				
高橋川(1) (45)				
高橋川(1) (46)				
高橋川(1) (47)				
高橋川(1) (48)				
高橋川(1) (49)				
高橋川(1) (50)				
高橋川(1) (51)				
高橋川(1) (52)				
高橋川(1) (53)				
高橋川(1) (54)				
高橋川(1) (55)				
高橋川(1) (56)				
高橋川(1) (57)				
高橋川(1) (58)				
高橋川(1) (59)				
高橋川(1) (60)				
高橋川(1) (61)				
高橋川(1) (62)				
高橋川(1) (63)				
高橋川(1) (64)				
高橋川(1) (65)				
高橋川(1) (66)				
高橋川(1) (67)				
高橋川(1) (68)				
高橋川(1) (69)				
高橋川(1) (70)				
高橋川(1) (71)				
高橋川(1) (72)				
高橋川(1) (73)				
高橋川(1) (74)				
高橋川(1) (75)				
高橋川(1) (76)				
高橋川(1) (77)				
高橋川(1) (78)				
高橋川(1) (79)				
高橋川(1) (80)				
高橋川(1) (81)				
高橋川(1) (82)				
高橋川(1) (83)				
高橋川(1) (84)				
高橋川(1) (85)				
高橋川(1) (86)				
高橋川(1) (87)				
高橋川(1) (88)				
高橋川(1) (89)				
高橋川(1) (90)				
高橋川(1) (91)				
高橋川(1) (92)				
高橋川(1) (93)				
高橋川(1) (94)				
高橋川(1) (95)				
高橋川(1) (96)				
高橋川(1) (97)				
高橋川(1) (98)				
高橋川(1) (99)				
高橋川(1) (100)				

③ 確認地点付近で取らなった点

リスクマップチェックシート

3. 自治体職員、流域住民からの主なご意見

- 実際にリスクマップを見た今回の経験を、今後の防災訓練等に活かしたい。
- 今までの想定最大規模の浸水想定区域図と違い、様々なリスクに基づくリスクマップがあり便利だと思う。しかし、**リスクマップの枚数が多い**ので、住民に対するわかりやすい説明の仕方や配布方法等を今後検討していきたい。
- 年に1度、災害対策本部で実施している図上訓練にリスクマップを活用し、より理解を深めていきたい。
- 実際に**地域住民にわかりやすく説明する方法**を模索していきたい。
- 浸水深はそれほど大きくないが、**雨量が多くなると影響が出る**のでその際はリスクマップを活用していきたい。
- **地域住民としては、言葉そのものの理解が難しい**と感じる。地域住民にわかりやすく説明することが今後の課題だと考える。
- 勉強会で、段階的に図面を見て説明を受け、身近に感じるとともに危機感を持つことができた。今後も、今回のような勉強会を継続していくことで、身近に感じられると思う。

渚滑川流域における流域治水の取組事例

- ◆ 渚滑川流域の紋別市は、水産業とともに酪農業も基幹産業となっており、**オホーツクの食料生産基地**となっている。
- ◆ 流域内は広大な酪農地帯が展開されているが、**低平地であるため水災害に対するリスクの解消が課題**となっている地域である。
- ◆ 「よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場」はオホーツク地域で生産される生乳の大部分を受け入れ、**乳製品製造拠点**となっており、従来より**事業継続対策を推進している**ことから、流域治水の取組に関して理解の促進や、更なる意識の醸成に取り組んだ。



地域を支える民間企業(乳製品製造拠点)による、事業継続対策強化の取組

北海道のおいしさを、まっすぐ。
よつ葉

■よつ葉乳業(株) オホーツク北見工場

渚滑川流域及び周辺地域では、過去に米作りが行われていたが、相次ぐ冷害から畑作や酪農に転換した。特に酪農は飛躍的に発展し、オホーツク地域の生乳生産量は昭和50年に約24万tであったのが、40年後の平成27年には55万tと倍以上の伸びとなっている。

中でも、よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場は、昭和49年に建てられ、地域酪農活性化の一翼を担っている。



※写真出典：よつ葉乳業(株)ホームページ

流域治水の取組に関する理解促進

- よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場と流域治水の取組や、水害リスクに関する理解促進をよつ葉乳業、紋別市、網走開建の三者で行った。
- また、工場内で取り組んでいるソフト、ハード対策に関して共有を行い意識の醸成を図った。



高リスクに晒される乳製品製造拠点



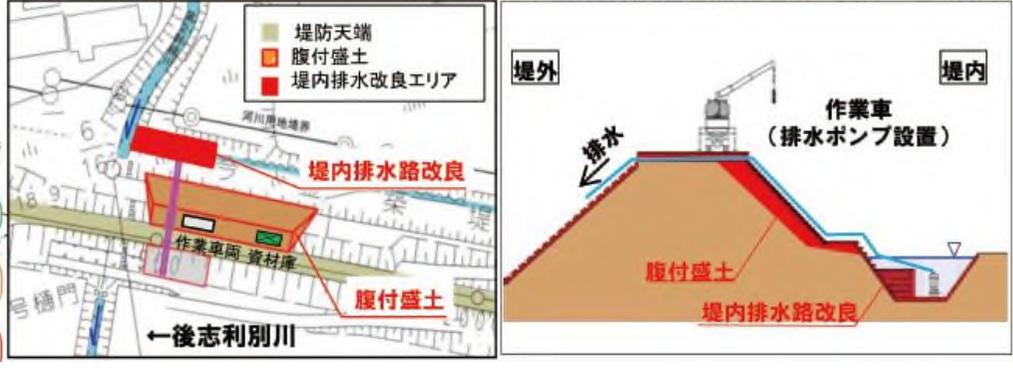
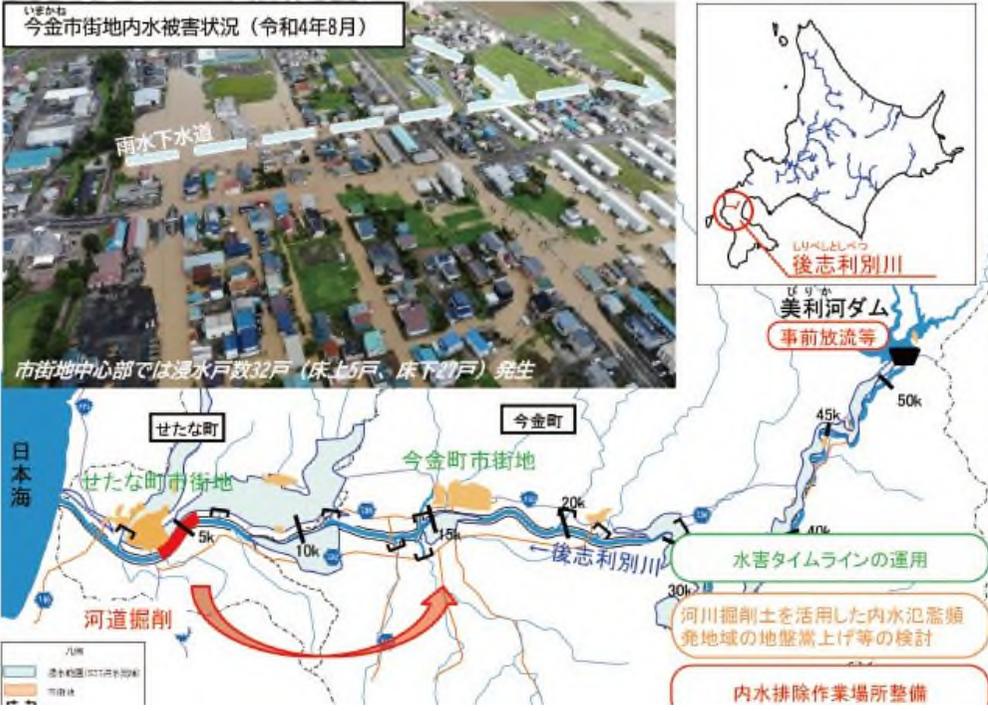
- オホーツク北見工場は渚滑川流域の低平地に位置することから、高頻度での水害リスクの影響を大きく受ける。
- 近年、頻発する大規模水害に備え、**防水壁を設置し浸水対策を講じるとともに、災害後の迅速な事業再開を図るため事業継続計画(BCP)を策定し、BCPに基づく訓練を毎年実施。**



- ◆ 今金町市街地は、近年頻発する内水氾濫の被害により住民の防災意識が高く、流域タイムラインの運用や防災訓練の展開のほか、協議会でも自治会組織の参画により減災に向けた取り組みを推進している。
- ◆ 令和4年8月洪水では、**既往最大の大雨により、低平で浸水リスクが高い市街地一帯で内水氾濫が発生した。**この災害を踏まえ、**河川事業と下水道事業が連携した内水排除強化対策の実施を決定。**下水道事業では排水ポンプを整備し、河川事業では河道掘削残土を活用した排水ヤードを整備することで、今金町による水防活動を支援。

従来から取組が盛んな地域

- H30.7 全国初の流域タイムライン試行版の策定
- 住民参画 今金連合町内会長説明状況
- 避難訓練と連携した炊き出し訓練等の実施

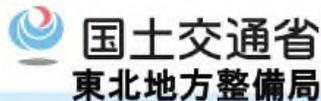


鳴瀬川流域における流域治水の取組事例（東北地方整備局）

鳴瀬川水系吉田川における流域治水の取り組み事例

地域の主体的発意による水害軽減対策の研究(宮城県大崎市)

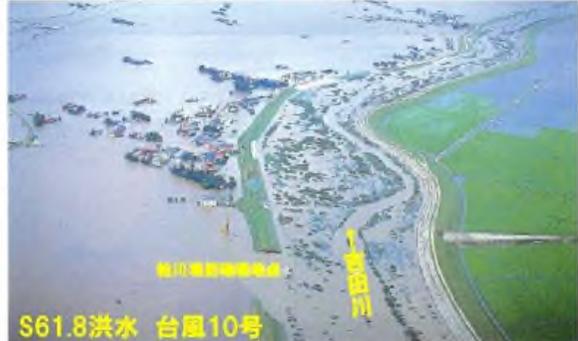
地域を“みず”から守る。
東北流域治水



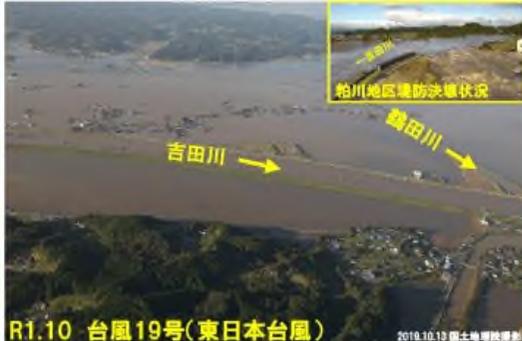
宮城県



- これまで幾度も過酷な水害を経験してきた宮城県大崎市と(一社)東北地域づくり協会は、令和元年東日本台風を契機に、**地域の視点から抜本的な水害対策のあり方を3年間にわたり共同で研究し、その成果をとりまとめた。**
- その成果では、大崎市等において昭和61年8月水害を契機に実施された「水害に強いまちづくり」の考え方、「流域治水」の理念を踏まえた、地域による主体的発意として「**新・水害に強いまちづくり**」の推進を提案。
- 大崎市では、「新・水害に強いまちづくり」の趣旨について、**流域市町村はもとより、流域の多くの住民から理解が得られるよう努力していくとともに、国、宮城県に対し、水害に負けない強靱な地域社会の実現に向けた施策の強力な推進と積極的な支援をもとめていく。**



S61.8洪水 台風10号



R1.10 台風19号(東日本台風)

『このような事態を再び起こしてはならない』
～新・水害に強いまちづくり～

吉田川堤防の決壊リスクを低減させるとともに、万一堤防決壊による氾濫や大規模な内水被害が発生しても、**早期に普段の生活を取り戻す！**

共同研究のポイント

- 地域の主体的発意による水害軽減対策の研究
- 万一の堤防決壊を想定した対策の提案



専門家会議開催状況(R2.9)



大崎市 伊藤市長



(一社)東北地域づくり協会 渥美理事長

共同研究体制



(国研)土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 小池センター長



東北大学大学院 工学研究科 田中教授



(公財)リバーフロント研究所 塚原代表理事



現地視察状況

提言・意見

↑

専門家会議
有識者(3名)
防災・河川工学・河川行政
オブザーバー
国土交通省・農林水産省
・宮城県



地域づくりビジョン

↑

ワークショップ (志田谷地地区)

ワークショップ開催状況

阿武隈川流域における流域治水の取組事例（東北地方整備局）



地域を“みず”から守る。
東北流域治水

阿武隈川流域における流域治水の取組み事例 下流地域の市町村が上流地域の市町村に対して物産展などを開催！ ～地域間交流で流域全体の防災意識の向上へ～



- 令和元年東日本台風による甚大な被害を受けた阿武隈川流域においては、現在、緊急治水対策プロジェクトによる河川事業として阿武隈川上流地区での遊水地整備の事業が進められている。
- 営農者の視点に立つと、土地利用規制や浸水許容エリアに区分された場合、地域の合意形成には高いハードルが想定されることから、上下流連携による取組みが必要である。
- 流域治水として、一人ひとりの取組・理解・協力が、同じ流域の方々の人命・財産を水災害から守ることに繋がるとの考えから、**地域間で協力し合う相互尊重、流域連携意識を持ち、災害時に危険を回避するために助け合える信頼関係で結ばれた地域づくりを目指す。**

阿武隈川流域

上流自治体の特産品を販売する「福島駅前 軽トラ市」開催状況

上流自治体特産品フェア開催状況



開催日：令和2年10月16日～18日

《伊達市》阿武隈川上流自治体特産品フェア
「道の駅 伊達の郷りょうぜん」



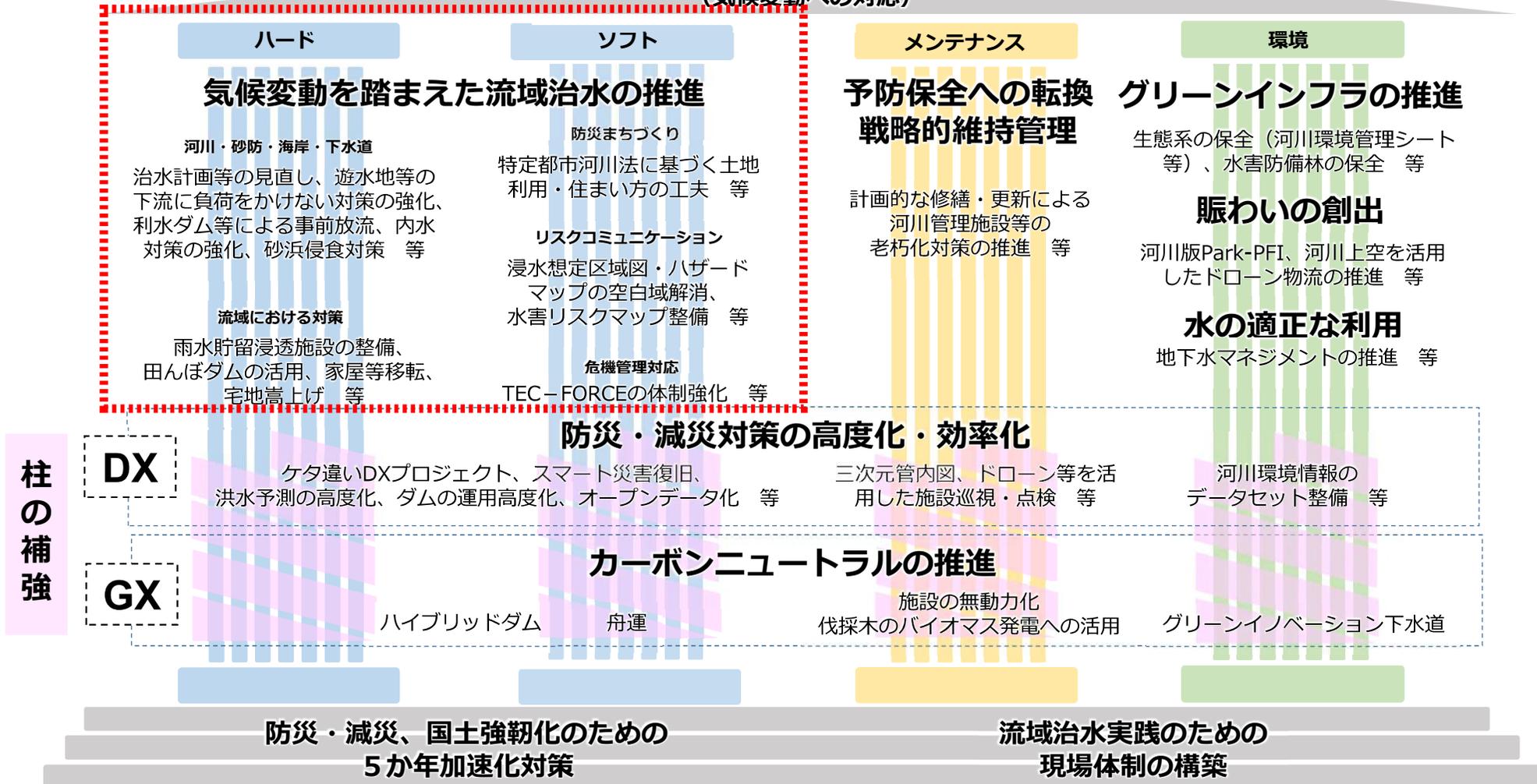
流域治水PRのためのパネル展同時開催
開催日：令和4年8月28日

《福島市》
『福島駅前 軽トラ市』において、**上流3町村(遊水地整備予定地の3町村)のスペシャルブースを設置し、特産品をPR&販売するなどの地域間交流を実施。**

水管理・国土保全局が取り組む4本の柱

- 気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化に対応するため、河川整備等の加速化に加え、内水対策や流出抑制対策（雨水貯留浸透施設の整備等）の強化など、流域治水の更なる推進とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策を実施。また、水辺空間の良好な環境形成等による地域活性化の取組を推進。
- 併せて、防災・減災対策を高度化・効率化するDX、カーボンニュートラルを推進するGXの取組を推進。

安心・安全の確保、豊かな国土形成 (気候変動への対応)



柱の補強

DX

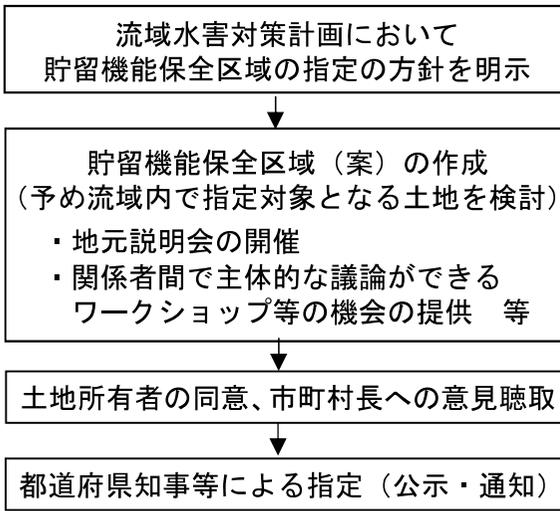
GX

特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

- 特定都市河川流域では、浸水の拡大を抑制する効用をもつ河川沿いの低地や農地等を貯留機能保全区域に指定し、その土地が元々有する貯留機能の保全を図ることが可能。
- 関係者の同意・協力を促すため、貯留機能保全区域の指定に伴う負担軽減のための支援を拡充。

背景・課題

- 貯留機能保全区域は、洪水・雨水の貯留機能の保全を図ることができる一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただくことが必要。
- 区域の指定は、流域全体の治水安全度の向上に資するものであり、土地所有者に負担が偏らないよう、当該負担の軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高め、都道府県知事等による指定を促進することが重要。

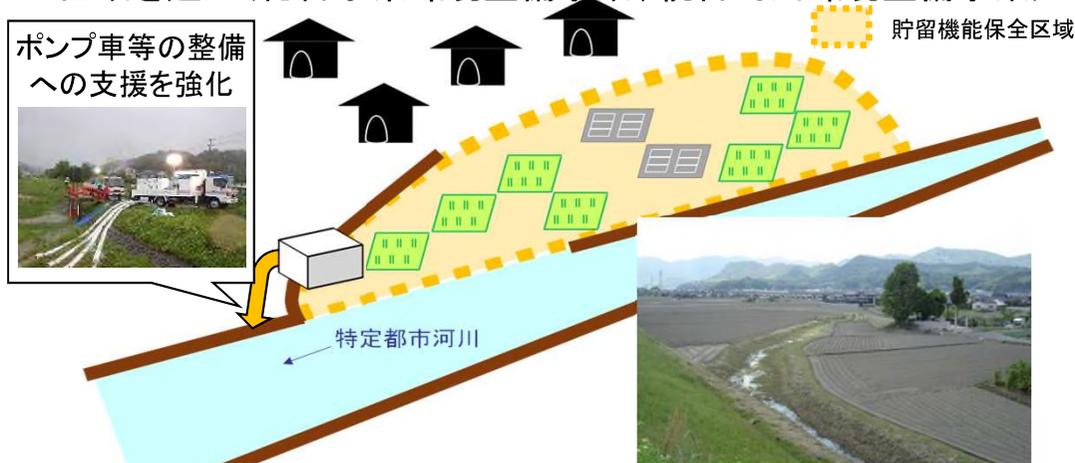


貯留機能を有する土地のイメージ
（平成28年台風16号 北川水系北川 家田地区）

区域指定のフロー

新規事項

- 貯留機能保全区域の土地所有者の負担軽減において、あらゆる関係者の協力を促すため、以下の制度を拡充。
- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援
対象：地方公共団体（都道府県、市町村）
拡充内容：貯留機能保全区域において洪水・雨水を貯留後、早期に排水するための排水施設の整備を、特定都市河川浸水被害対策推進事業の補助対象に追加
- 貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備
対象：河川管理者（国、都道府県）
拡充内容：土砂掘削等の環境改善を行う対象範囲に貯留機能保全区域を追加（総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業）



用水路の環境改善（土砂掘削等）

特定都市河川流域における下水道による浸水対策の強化

- 浸水の危険が高い地域を抱える特定都市河川流域について、下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに追加し、下水道管理者等による排水施設や貯留施設の整備とソフト対策を組み合わせ、浸水に対する総合的な対策を推進。

背景・課題

- 気候変動による降雨量の増大により、全国各地で支川の氾濫や雨水出水による浸水被害が頻発。
- 河川・ダム整備のみによる浸水被害の防止が困難である特定都市河川流域においては、従来の排水施設に加え、あらゆる関係者が協働し、更なる貯留・浸透対策の強化とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策が必要。



武雄市※内の内水被害の状況 (令和3年8月)

※特定都市河川流域の指定を検討中

新規事項

- 特定都市河川流域における浸水対策強化のため、以下の拡充を実施。

■ 下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアの拡大

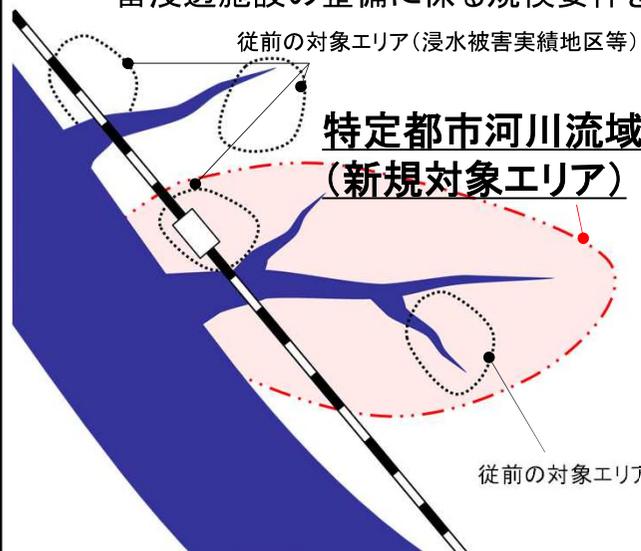
対象: 下水道管理者等(止水板等の設置に関しては、民間事業者等への助成も含む)

拡充内容: ハード・ソフト一体的な浸水対策(右下交付対象)を支援する下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに、新たに特定都市河川流域を追加

■ 特定都市河川流域における貯留・浸透対策の強化

対象: 下水道管理者

拡充内容: 下水道浸水被害軽減総合事業において、特定都市河川流域に限り、雨水貯留浸透施設の整備に係る規模要件を撤廃



交付対象

- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
- ← 施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 水位データ等の情報提供施設
- 防水ゲート、止水板 等

下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアのイメージ

浸水被害の軽減に資する税制特例措置の延長

- 洪水が地域に拡大するのを防ぐ機能を有している輪中堤や自然堤防等を保全する「浸水被害軽減地区」の指定や、浸水被害のリスクがある地下街等における浸水防止の取組に係る現行の税制特例措置を延長し、流域一体で取り組む「流域治水」の更なる推進を図る。

浸水被害軽減地区に係る課税標準の特例

- 浸水の拡大を抑制する輪中堤等を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等を軽減する税制特例措置を、3年間延長する。

(課税標準を1/2~5/6の範囲で条例で定める割合とする)



浸水被害軽減地区(福束輪中 平成30年3月指定)

浸水防止用設備に係る課税標準の特例

- 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を軽減する税制特例措置を、3年間延長する。

(課税標準を1/2~5/6の範囲で条例で定める割合とする)



対象となる浸水防止用設備

流域治水施策集

水管理・国土保全

[水管理・国土保全トップ](#) > [河川](#) > [ダム](#) > [砂防](#) > [海岸](#) > [水資源](#) > [下水道](#) > [防災](#) > [環境](#) > [利用](#) > [国際](#) > [情報・技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [パンフレット・事例集](#) > 流域治水施策集

流域治水施策集

【閲覧用】

> [流域治水施策集 水害対策編\(PDF:7.35MB\)R04.12月発行](#)

【印刷用】

> [流域治水施策集 水害対策編\(PDF:11.6MB\)R04.12月発行](#)

【本施策集について】

国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。

本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただくことを考えています。

初版として河川及び流域における水害対策についてまとめたものであり、今後、継続的に更新や内容の充実等を図っていく予定であり、流域治水の取組を実践する関係者からのご意見等をお聴きし、ニーズを汲み取りながら進めてまいります。

このため、本施策集に対するご意見やご感想等がございましたら、以下の問合せ先までお寄せ下さい。

なお、受け付けたご意見・ご感想等については、参考にさせていただきますが、必ず返信をさせていただくものではありません。

ご意見やご感想等の問合せ先は[こちら](#)

国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集	目的	施策	実施主体	流域治水の役割分担			Page
				根拠法令等	法定計画等()内は適用	予算・税制	
河川区域の対策	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
		#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
集水域の対策	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.13
氾濫域の対策	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
		#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
		#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	河川法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
流域治水の役割分担	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
		#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
		#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
新設・改修・移転等の取組	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
		#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
		#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
		#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
		#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
防災まちづくり	高台まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
		#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
新設・改修・移転等の取組	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構築物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
		#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
			下水道管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村・施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
新設・改修・移転等の取組	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村・個人 気象庁・河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
		#24 浸水対策(断水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
新設・改修・移転等の取組	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
 - ・実施主体
 - ・根拠法令・計画等
- を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集
実施主体
河川管理者

1 氾濫を防ぐ・減らす
洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的
洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等
河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援
予算・税制
(直轄)
一般河川改修事業
遊水地建設事業 等
(補助・交付金)
事業関連河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援
・河川管理施設等構造令
・河川砂防技術基準
・ダム・堰施設技術基準(案)
・工作物設置許可基準
・河川堤防設計指針

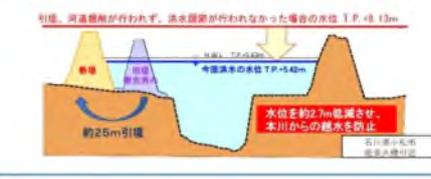
施策の内容

概要
比較的高頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。





施策の効果(事例)
・穂川水系穂川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、穂川本川からの越水を回避したと推定しています。



施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page	
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地・輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	-	-	-	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
		#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (高上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
		#16 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	防災まちづくり	#17 住居の個別移転	●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
		#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
	高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29	
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

流域治水型災害復旧

いのちとくらしをまもる
防災減災令和4年8月
大雨関連令和5年1月31日
水管理・国土保全局 防災課福井県 ^{くずりゅうがわ} 九頭竜川水系 ^{かひるがわ} 鹿蒜川

全国で初めて「流域治水型災害復旧」を採択

～「流域治水」の考え方に基づいた制度の活用により、水害に強い地域づくりを推進～

令和4年8月の大雨により甚大な浸水被害が発生した九頭竜川水系鹿蒜川において、全国で初めて「流域治水型災害復旧」(令和4年度創設)を採択し、「流域治水」の考え方に基づいた制度の活用により、水害に強い地域づくりを推進します。

なお、福井県では、鹿蒜川流域において、この流域治水型災害復旧に加え、地域交通へ大きな影響を及ぼした道路や農地などの被災施設の復旧をはじめとしたハード対策、災害危険区域の指定による土地利用規制やタイムライン等の避難行動に資するソフト対策など、地域全体の防災力の向上に向けた一体的な取組を開始します。

○ 流域治水型災害復旧について

- ・ 災害復旧事業においても、流域治水の考え方にに基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進するため、令和4年度に創設した制度です（流域治水型災害復旧制度の詳細は別紙1を参照）。
- ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合、災害復旧事業により、輪中堤や遊水地、排水施設等を整備し、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防御することで、下流における改修を待つことなく、被災箇所への再度災害防止を実現するものです（九頭竜川水系鹿蒜川における流域治水型災害復旧の詳細は別紙2を参照）。

○ 福井県による地域全体の防災力向上に向けた取組について

詳細は、別添「参考資料」及び福井県 HP をご覧ください。

- ・ 「鹿蒜川流域 防災・減災プロジェクト」(福井県)
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/230126kahiru_bousaigensai_p.html

【問い合わせ先】国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
 企画専門官 細川 晋 (内線：35-725)
 改良計画係長 鶴巻 武人 (内線：35-776)
 改良技術係長 清水 健 (内線：35-775)
 代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458

流域治水型災害復旧制度の創設

【出典】

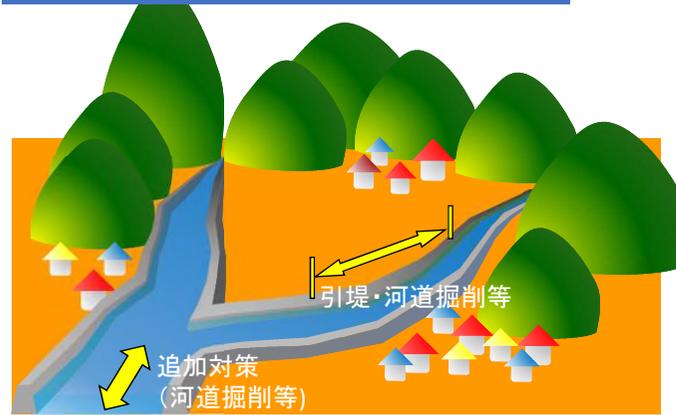
令和4年度 水管理・国土保全局関係 予算概要(令和4年1月)

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



新たな選択肢
を追加

これまでの再度災害防止対策



被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策
を実施 (追加の河川事業で実施)

拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。
- また、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

査定設計委託費補助：査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】

新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



輪中堤又は遊水地の整備により、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防御

下流における改修を待つことなく、速やかに被災箇所再度災害防止を実現

○ 令和4年8月の大雨により甚大な浸水被害が発生した九頭竜川水系鹿蒜川において、**全国で初めて「流域治水型災害復旧」(令和4年度創設)を採択**(輪中堤整備など)し、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりを進めます。

位置図

福井県南条郡
南越前町
南今庄～新道



【事業内容】

- 事業主体：福井県
- 河川名：一級河川 九頭竜川水系 鹿蒜川
- 事業箇所：南条郡南越前町南今庄～新道
- 事業延長：3,140 m
- 事業期間：令和4年度～令和6年度(予定)
- 事業概要：輪中堤、護岸工 等

平面図

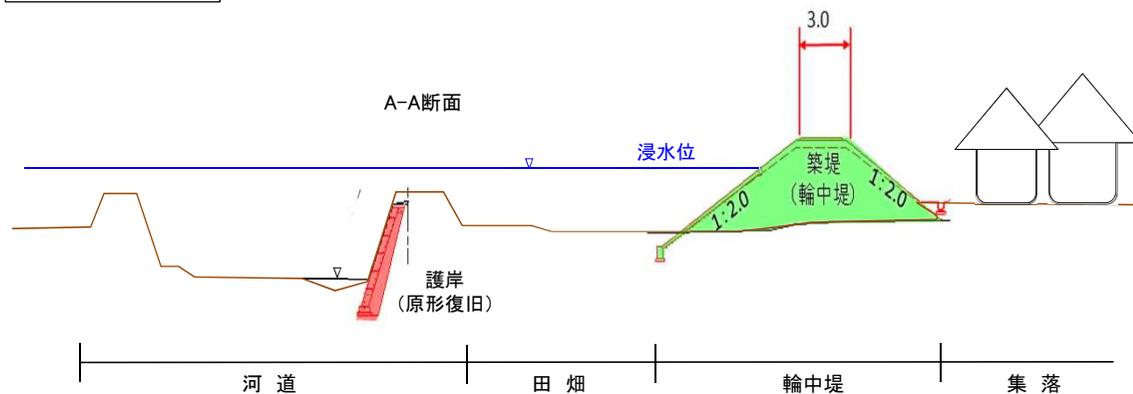


【浸水被害の状況】

- 面積：55ha
- 家屋：全壊5戸、半壊39戸、床上浸水62戸、床下浸水33戸
- その他：県道、JR北陸本線など



事業イメージ



鹿蒜川流域 防災・減災プロジェクト

参考資料

○福井豪雨に次ぐ災害となった令和4年8月大雨において、被害が集中した鹿蒜川流域の復旧・復興を迅速かつ確実に進めるため、被災施設の復旧に加え、早期に効果が発揮される輪中堤などの新たなハード整備および迅速な避難行動につながるソフト対策を一体的に進めます。

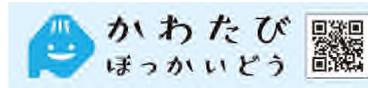
○県と南越前町が連携しながら、流域全体の被害軽減を目指して実施する対策を「鹿蒜川流域 防災・減災プロジェクト」として、進捗状況を情報発信。流域全体の再度災害防止、防災力向上につなげます。



区分	対策内容	実施主体	工程			
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす [防災機能の強化]	輪中堤整備 (一級河川 鹿蒜川)	県	用地取得	整備		
	河道拡幅 (一級河川 鹿蒜川)		用地取得・整備			
	砂防設備整備 (鹿蒜川、鹿蒜川支川)		用地取得	整備		
	治山ダム整備		整備			
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす [被害を受けた施設の早期復旧]	河川・道路・農地・農林施設・水道等の復旧	県、町		復旧		
被害対象を減少させる	災害危険区域の指定による土地利用規制	町	指定		土地利用規制	
被害の軽減、早期復旧・復興	浸水害・土砂災害対応タイムラインの作成・運用 ※的確な避難情報発令の判断に活用 (水位計・カメラも参照)	県、町	水位計・カメラ設置	タイムライン作成	運用改善	
	WE BやSNS等を活用し、住民に避難情報を確実に伝達する体制・手段の改善		検討・整備	運用		
	自主防災組織未結集落への組織設置に関する説明会実施 既自主防災組織の活動 (備品購入・避難訓練等) 支援	町		説明会等 随時開催		



ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間



令和5年1月20日

「北海道開発局 流域治水推進室」を設置！

～効果的な流域治水を推進するため、体制を強化します～

国土交通省では、各河川の流域において、その個々の課題等に対し流域治水プロジェクトを策定し、流域に関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進しています。

今後、食と観光を担う生産空間※の発展等を図る北海道において、効果的な流域治水を一層推進するため、河川行政や都市行政と併せ農業行政等の様々な方策の連携を強化し、地域の課題に応えていく必要があります。

このことから、北海道開発局では、事業振興部、建設部、農業水産部をメンバーとし、本日令和5年1月20日付けで「流域治水推進室」を設置しました。室として一元的な相談窓口を設けることで、地域の課題に対して横断的に対応・解決し、流域治水をより一層推進していきます。

※ 北海道総合開発計画に位置付けられ、主として農業等に係る生産の場を指します。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供しています。

<北海道開発局 流域治水推進室 概要>

室長：建設部 河川計画課 河川企画官
副室長：事業振興部 都市住宅課 都市事業管理官
建設部 河川計画課 河川調整推進官
農業水産部 農業設計課 課長補佐

室員：事業振興部都市住宅課、建設部 河川計画課・河川管理課・地方整備課、
農業水産部農業設計課

計13名

詳細については、別紙資料をご覧ください。

(参考)北海道開発局管内における一級水系の流域治水プロジェクトについては、以下のホームページをご覧ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/splaat0000020fby.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

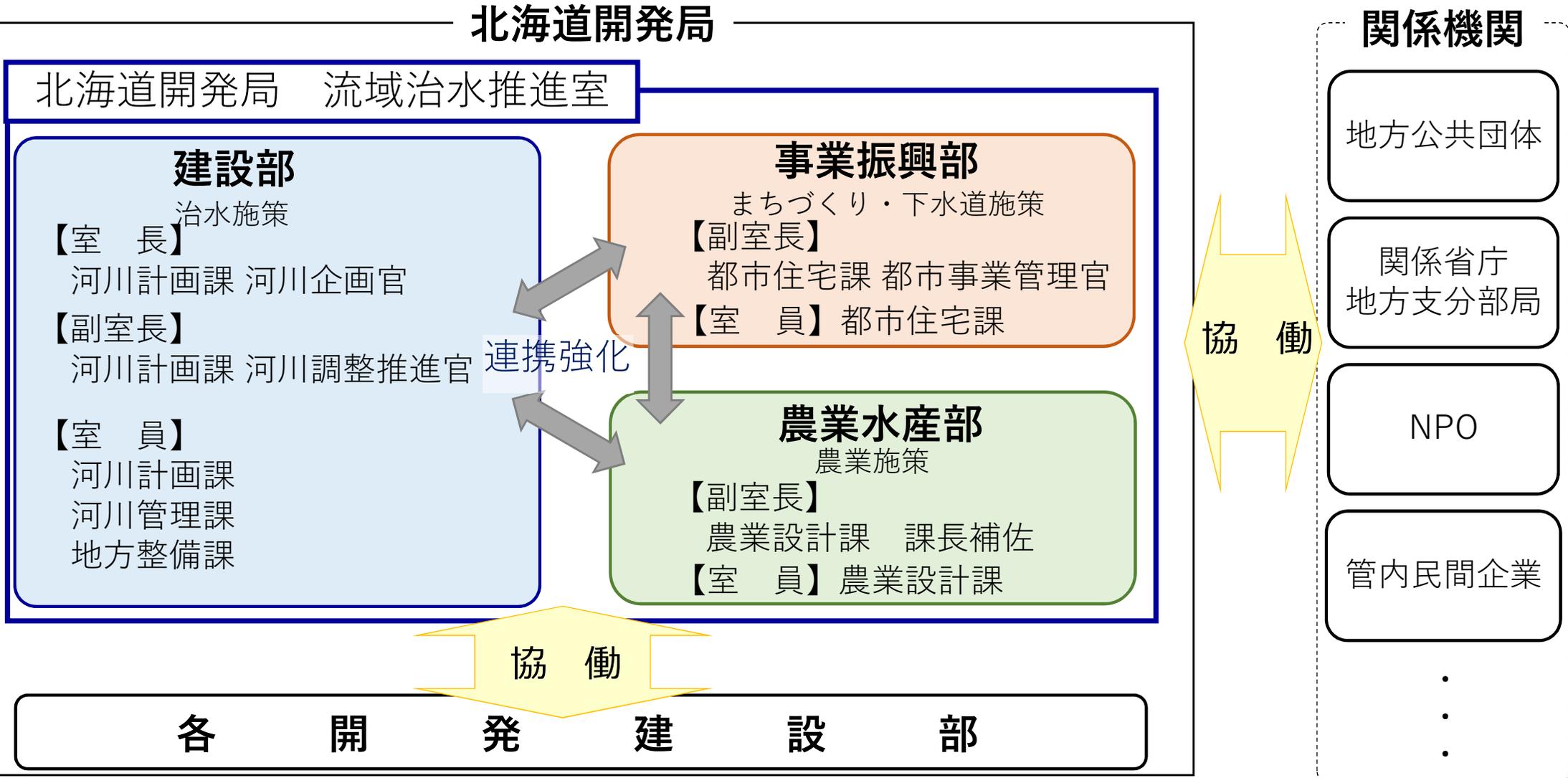
流域治水推進室 室長 榎井正将（内線5292）

室員 山崎智弘（内線5298）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

- 流域内のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった総合的な治水対策に取り組む流域治水を、北海道の特性に応じて更に効果的に推進するため、令和5年1月20日に北海道開発局 流域治水推進室を設置。
- 北海道開発局内関係部局の連携強化と併せ、各開発建設部と共に、地方公共団体、関係省庁等との円滑な連絡調整の充実等による協働を図り、流域治水に関する地域横断的な解決に取り組む。



➡
流域治水に関する地域課題の横断的な解決
➡
流域治水の推進